

群馬県営農業農村整備事業における週休2日の取得に要する費用 の計上に関する試行要領

(目的)

第1条

この要領は、農業農村整備事業における週休2日制工事の試行及び経費の補正等を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

(種類)

第2条 週休2日現場は、次の2種類により実施するものとする。

1 「現場閉所による週休2日」

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行った状態をいい、「完全週休2日」又は「月単位の週休2日」のいずれかをいう。

2 「交替制による週休2日」

対象期間において、当該現場に従事した技術者及び技能労働者が、交替しながら1週間に2日以上又は4週8休以上の休日確保を行った状態をいう。

(現場閉所による週休2日)

第3条 「現場閉所による週休2日」の実施にあたっては、次のとおりとする。

1 対象工事

災害等緊急に対応を要する工事のほか、社会的要請や現場条件の制約等がある工事を除く全ての農業農村整備事業における工事を対象とする。

2 用語の定義

(1) 「対象期間」

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場閉所ができない期間等）は含まないものとする。

(2) 「工事着手日」

工事開始日以降の実際の工事のための準備工（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事はそれを含む）の初日をいう。（群馬県土木工事標準仕様書 1-1-1-2 「30. 工事着手日」 参照）

(3) 「現場閉所」

現場に従事する技術者及び技能労働者の休日・休暇にかかわらず、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上最低限必要な作業は実施してもよいものとする。また、災害対応等のほか、現場にやむを得ず出勤した場合でも、当該現場が閉所していれば現場閉所となる。なお、降雨、降雪、猛暑等の自然的な事象による計画外の閉所も現場閉所に含むものとする。

(4) 「完全週休2日」

原則として、対象期間における全ての土曜日並びに日曜日を計画的な休日とし、同時に4週8休以上の現場閉所を達成した状態をいう。

(5) 「月単位の週休2日（現場閉所）」

対象期間における全ての月において、4週8休以上の現場閉所を達成した状態をいう。

3 現場閉所の考え方

- (1) 対象期間中、週に2日間、工事現場を閉所とする。この閉所日は、原則として土曜日並びに日曜日とする。
- (2) 受注者は、1) で定めた閉所日において、当該現場に従事する全ての技術者及び技能労働者が休日又は休暇を取得できるよう努めるものとする。
- (3) 「完全週休2日」、「月単位の週休2日（現場閉所）」の達成状況は、以下により確認するものとする。

1) 「完全週休2日」

達成状況の対象期間内の週休2日達成率（以下、「達成率」という。）で確認する。達成率は、（週休2日の現場閉所を行った週）÷（対象期間の週）で算出し、100%（4週÷4週／月）にて達成とする。なお、ここでいう「週」とは、日曜日を開始日として土曜日を終了日とするものとし、対象期間内における土曜日もしくは日曜日が含まれない週は、その週の対象となる土曜日もしくは日曜日の閉所を行っている場合に、達成しているものとみなす。

2) 「月単位の週休2日（現場閉所）」

達成状況は、対象期間内の現場閉所率で確認する。現場閉所率は、（週休2日の現場閉所を行った日）÷（対象期間の日数）で算出し、全ての月において、28.5%（8÷28日）以上にて達成とする。ただし、暦上の土曜日並びに日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、対象期間内におけるその月の土曜日並びに日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

4 発注方式

発注方式は、「発注者指定型」又は「受注者希望型」とする。

(1) 「発注者指定型」

発注者が発注時に「現場閉所による週休2日制現場」を行うことを指定する工事という。

- 1) 実施対象工事の発注にあたり、施工条件明示に週休2日制現場（発注者指定型）であることを明示し、発注手続きを行うこととする。

記載例

当工事は「現場閉所による週休2日制試行現場（発注者指定型）」の対象工事である。「群馬県営農業農村整備事業における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行要領」に基づき工事を実施すること。なお、当工事は「完全週休2日」を見込んでいる。

- 2) 当初予定価格から、「完全週休2日」を達成した場合の補正係数を各経費に乘じ、たうでで予定価格を作成するものとする。

- 3) 達成状況を確認後、「月単位の週休2日（現場閉所）」に満たないものは、補正分を減額変更する。

(2) 「受注者希望型」

契約後、受注者が「現場閉所による週休2日制現場」の適用を希望する場合に実施

する工事をいう。

- 1) 試行対象工事の発注にあたり、施工条件明示に「現場閉所による週休2日制現場（受注者希望型）」であることを明示し、発注手続きを行うこととする。

記載例

当工事は「現場閉所による週休2日制試行現場（受注者希望型）」の対象工事である。希望する場合は、発注者と協議すること。協議の結果実施する場合は「群馬県営農業農村整備事業における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行要領」に基づき、受注後速やかに工事打合せ簿に希望の有無を記載し、監督員へ提出すること。なお、当工事は「完全週休2日」を見込んでいるが、週休2日の適用を希望しない場合でも、工期を減ずることはしないものとする。

- 2 発注者指定型同様、当初予定価格から、「完全週休2日」を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。
- 3) 達成状況を確認後、「月単位の週休2日（現場閉所）」に満たないものは、補正分を減額変更する。また、工事着手前に「現場閉所による週休2日」に取り組むことについて、受注者が希望しないものについても、補正分を減額変更する。

5 実施方法

- (1) 「現場閉所による週休2日制現場」の受注者は、「発注者指定型」の場合、工事着手までに速やかに、土曜日並びに日曜日を基本とする4週8休以上の休日（現場閉所）を見込んだ工事工程表を作成し、監督員の承諾を得ること。なお、「受注者希望型」の場合、受注者は、受注後速やかに工事打合せ書により監督員に「週休2日工事の適用を希望する」旨の申し出を行うこととする。
- (2) 工事工程表は、別添様式1により作成するものとする。なお、工事工程表に記載する工種は、受注者の負担軽減のため、工事契約書に添付する工程表（群馬県建設工事の入札・契約完成書類に関する要領 様式-3(1)）と同一とする。
- (3) 発注者は、「現場閉所による週休2日制現場」の取組により、工期内に工事を完成することができないと判断した場合は、「建設工事請負契約約款」第22条の規定により、週休2日制現場に取り組むために必要な日数分の工期延長を行うこととする。
- (4) 受注者は、対象期間中、「現場閉所と定めた日」にやむを得ない理由により現場作業を行わなければならない場合、受発注者で協議し、現場閉所日を振り替えることができるものとする。
- (5) 現場閉所日の振り替えについては、以下によるものとする。
 - 1) 「完全週休2日」

受注者は、土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、事前に監督員と協議のうえ現場閉所日を振り替えることができるものとする。ただし、振替現場閉所日は、同一週内において設けることを原則とする。
 - 2) 「月単位による週休2日（現場閉所）」

受注者は、設定した現場閉所日に工事を行おうとする場合、事前に監督員と協議のうえ現場閉所日を設定することとする。振替現場閉所日は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とする。
- (6) 降雨、降雪、猛暑等の自然的な事象により作業予定日に計画外の現場閉所を行う場合、受注者は、事前に監督員へ現場閉所を行う旨の連絡を行うものとする。監督員の押印が必要となるような文書を提出する必要はないが、電子メールなど後々確認できる連絡方法が望ましい。なお、計画外の現場閉所日が以下のいずれかに該当する場合

は、連絡不要とする。

- ・ 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ・ 官公庁の休日の場合

(現場閉所日の振り替えの目安)

事前に猛暑による現場閉所日の振り替えが可能となる目安は、「熱中症予防情報サイト(環境省)」などの WBGT 値予測において WBGT 値 31 以上が予想される場合などを想定しているが、監督員による WBGT 値 31 以上の確認や、これを示す書類の提出は不要とする。

- (7) 週休 2 日試行現場の達成状況は、別添様式 1 の工事工程表によるほか、以下の既存の書類等により確認し、受注者の負担軽減に努めるものとする。

(参考：確認書類の例)

- ① 工事現場の閉所の状況がわかる書類(出勤簿等)
- ② 企業の休日がわかる書類(就業規則等)
- ③ CCUS の発注者支援機能による週休 2 日達成状況
- ④ その他、休暇取得状況がわかる書類

6 積算の方法

- (1) 「現場閉所による週休 2 日」達成状況に応じ、労務費、共通仮設費率、現場管理費率について、以下の補正係数により補正する。なお、市場単価及び土木工事標準単価の補正係数については、別表 1 によるものとする。

	完全週休 2 日 土日を原則とする 現場閉所	月単位の週休 2 日 現場閉所率 28.5%(8 日/28 日)以上
労務費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.05	1.04
現場管理費率	1.06	1.05

(交替制による週休 2 日)

第 4 条 「交替制による週休 2 日」にあたっては、次のとおりとする。

1 対象工事

災害等緊急に対応を要する工事など工期に制約等がある工事及び社会的制約や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な農業農村整備事業における工事を対象とする。

2 用語の定義

(1) 「対象期間」

技術者及び技能労働者の当該現場への従事期間をいう。下請企業のについては施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が 1 週間未満の場合は対象外とする。なお、年末年始の 6 日間、夏季休暇の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等)は含まないものとする。

(2) 「週単位の週休 2 日(交替制)」

対象期間内における全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら 1

週間に2日以上の休日を達成した状態をいう。

(3) 「月単位の週休2日（交替制）」

対象期間における全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を達成した状態をいう。

(4) 「休日」

従事する技術者や技能労働者が1日を通して現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪、猛暑等の自然的な事象により計画外に休日となった場合も含むものとする。

3 交替制の考え方

(1) 対象期間中、週に2日間、技術者及び技能労働者が交替しながら休日を確保する。

(2) 受注者は、全ての技術者及び技能労働者が4週8休以上の休日又は休暇を取得できるよう努めるものとする。

(3) 「週単位の週休2日（交替制）」、「月単位の週休2日（交替制）」の達成状況は、以下のとおり、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合の割合（以下、休日率という。）により確認するものとする。

※休日率は、全ての技術者及び技能労働者の平均とする。

1) 「週単位の週休2日（交替制）」

対象期間内の休日率は、（技術者及び技能労働者の1週間の休日）÷（対象期間の日数）で算出し、全ての週において、休日率が28.5%（2日／7日）にて達成とする。

2) 「月単位の週休2日（交替制）」

対象期間内の休日率は、（技術者・技能労働者の月休日数）÷（対象期間の日）で算出し、全ての月において、休日率が28.5%（8日／28日）以上にて達成とする。

4 発注方式

発注方式は、「受注者希望型」とする。

(1) 受注者希望型

契約後、受注者が「交替制による週休2日」の適用を協議した上で取り組む方式をいう。

1) 対象工事の発注にあたり、施工条件明示に「交替制による週休2日制試行現場（受注者希望型）」であることを明示し、発注手続きを行うこととする。

記載例

当工事は「交替制による週休2日制試行現場（受注者希望型）」の対象工事である。希望する場合は、発注者と協議すること。協議の結果実施する場合は「群馬県営農業農村整備事業における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行要領」に基づき工事を実施すること。なお、当工事は「週単位の週休2日（交替制）」を見込んでいる。

2) 当初予定価格から「週単位の週休2日（交替制）」を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

3) 達成状況を確認後、休日率に応じて補正分を減額変更する。

5 実施方法

(1) 受注者は、工事着手までに速やかに、当該現場に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら、4週8休以上の休日を確保する工事工程表を作成し、監督員の承諾を

得ること。

- (2) 工事工程表は、別添様式2により作成するものとする。なお、工事工程表に記載する工種は、受注者の負担軽減のため、工事契約書に添付する工程表（群馬県建設工事の入札・契約関係書類に関する要領 様式-3(1)）と同一とする。
- (3) 受注者は、工事工程表退出後、作業状況等の必要に応じて、当該現場に従事する技術者及び技能労働者の休日を変更することができるものとする。
- (4) 週休2日制現場の達成状況は、別添様式2によるほか、以下の既存資料により確認し、受注者の負担軽減に努めることとする。

（参考：確認書類の例）

- ① 従事者の現場作業状況がわかる書類（出勤簿等）
- ② CCUSの発注者支援機能による週休2日達成状況
- ③ その他、休暇取得状況がわかる書類

6 積算の方法

- (1) 「交替制による週休2日」の達成状況に応じ、労務費、現場管理費率について、以下の補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価及び土木工事標準単価の補正係数については、別表1によるものとする。

	交替制による週単位の 週休2日 〔 休日率 28.5% (2日／7日) 以上 〕	交替制による月単位の 週休2日 〔 休日率 28.5% (8日／28日) 以上 〕
労務費	1.02	1.02
現場管理費率（率分）	1.03	1.02

（工事成績評定）

第5条

発注者は、受注者の週休2日の取組に対し、以下の（表1）「農業農村整備工事における週休2日工事の取組に対する考査項目」により評価するものとする。なお、達成できなかった場合においても、評価を減点しないものとする。

（表1）農業農村整備工事における週休2日工事の取組に対する考査項目

評定者	考査項目
監督員	「2. 施工状況-Ⅱ. 工程管理」で評価対象項目「休日の確保を行っている」を評価することに加え、「5. 創意工夫 Ⅱ. 週休2日」で、以下のとおり評価する。 ①【対象期間中、「完全週休2日」を達成できた場合】 評定点+2点（評定点合計+0.8点）を加点する。 ②【対象期間中、「月単位の週休2日（現場閉所）」を達成できた場合】 評定点+1点（評定点合計+0.4点）を加点する。 ③【対象期間中、「交替制（週単位・月単位共通）」を達成できた場合】 評定点+1点（評定点合計+0.4点）を加点する。
総括職員	「6. 社会性等 Ⅱ. 週休2日」で、以下のとおり評価する。 ①【対象期間中、「完全週休2日」を達成できた場合】 評定点+2.5点（評定点合計+0.5点）を加点する。

別表 1

市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水		1.01	1.01

土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
鋼橋塗装工		1.01	1.01

付 則

この要領は、令和元年10月1日から適用する。

一部改正 令和2年10月1日から適用する。

一部改正 令和3年10月1日から適用する。

一部改正 令和4年10月1日から適用する。

一部改訂 令和5年10月1日から適用する。

一部改訂 令和6年10月1日から適用する。

一部改訂 令和7年10月1日から適用する。